

へり基地反対協・辺野古ぶるー

千葉さんの裁判を支援する会ニュース

第2号（2022年2月）

〒905-0015

名護市大南1-10-18-203 へり基地反対協議会辺野古ぶるー

郵便振替 01700-7-66142 加入者名「へり基地反対協議会」



挨拶 <第二回裁判口頭弁論>

原告 千葉和夫

今回も多くの人に応援をしていただきありがとうございました。皆さんの応援及び弁護団の力強いバックアップがあり胸を張って法廷に臨むことができました。今回は私が発言する場面はありませんでしたが、弁護団は前回の国の「答弁書」の疑問点に対して文書で明確な釈明を求めました。一例を挙げると、国の答弁書では「軽微な接触」と主張していますが、弁護団は「接触ではなく衝突事件」として書面で反論しています。

裁判は始まったばかりです。長く続くと思いますが応援よろしくをお願いします。

第二回 口頭弁論報告についての報告

山崎邦紀

2022年1月18日（火）午後2時から那覇地裁で口頭弁論が開かれました。傍聴者はコロナの影響で減らされ24名でした。この日の内容は、原告の国家賠償請求の訴状に対して被告の国側が提出した「答弁書」に対する原告側の「認否反論」が行われました。林弁護士が「答弁書」に反論しました。

- ・GB（ゴムボート）がまるで千葉さんに当たっていないかのような「軽微な接触」と主張していること。
- ・新基地建設に伴って海上に設けられた「臨時制限区域」で海保が抗議するカヌーメンバーに対して、身体拘束を含めた公権力を行使することは違法でないと主張していること。

第一点では、千葉さんの漕ぐカヌーに対してGB28が止まることなく正面からぶつかってきたのは異常な行為で、それによってGBはカヌーに乗り上げ千葉さんの身体は船底に入り込んだ。このGBだけでなくもう一艇のGB27もカヌーの至近距離に急接近し船体の外に出ているパイプが千葉さんの頭に当たった可能性が高い。答弁書では、GB27は千葉さんから1~2メートル離れていたと主張している。海保は絶えずビデオや写真を撮っているのだから、自らの主張を証明するにはそれを提出すれば良いではないか。

第二点では、海上保安官の職務は「海上の犯罪の予防、鎮圧」でありカヌーの走行を止めることを「犯罪行為を鎮圧する」職務であると表現している。しかし、ここでいう「犯罪行為」とは何か？ カヌーチームは、沖縄県民の民意を背景に新基地建設に対する抗議行動を行っているので、「犯罪」と呼ばれるようなものではない。また、海保が取り締まりを行っている「臨時制限区域」とは何か？ この海域は日米地位協定によってアメリカに提供された領域だが、どうしてそこに海保が常駐し日本国民に対する身体拘束を含めた公権力の行使を行うことができるのか。その法的根拠を示すべきだ。

この原告側の反論に対して被告側の国は再び答弁書を出す。第三回口頭弁論は3月3日木曜

日 2 時 30 分です。

閉廷後、報告集会が開かれ、千葉さんが、GB による衝突を「軽微な接触」と表現している事に怒りを表明して、今日の反論を高く評価していました。「認否反論」をした林弁護士から内容の丁寧な説明があり、最後に「カヌーチームは民意を背景に平和的な方法で表現行為を行っている。決して犯罪行為などではない事を裁判官に考えてもらいたい」との発言に拍手が湧きました。

林千賀子弁護士の挨拶

皆さまこんにちは。千葉和夫さんの国を相手とする損害賠償事件の弁護団弁護士の林千賀子と申します。昨年7月に提訴した千葉さんを原告、被告を国とする訴訟(那覇地裁令和3年(ワ)第593号事件^{*1})は、今年1月18日に第2回口頭弁論^{*2}期日がありました。

※1那覇地裁令和3年(ワ)第593号事件…訴訟事件には、このような「事件記録符号」というものが付けられます。カタカタの「ワ」は、民事・地方裁判所を意味します。 ※2口頭弁論…民事訴訟手続において、当事者が、公開の法廷で、争点について主張を行う訴訟行為をいいます。

今回の期日では、原告側から、準備書面^{*3}を陳述し、また本件事件の動画を証拠として提出しました。そして、弁護団の林が、準備書面の要旨を陳述しました。以下、その内容になります。

※3準備書面…口頭弁論での主張の準備のために、自らの主張や反論等、また相手方の主張や反論等に対する陳述を記載した書面。口頭弁論での主張等を予定する場合は必ず提出しなければならないもので、民事訴訟は実質上この準備書面のやり取りが主な手続になっています。

「今回原告から出した書面は、前回の期日に被告から出された答弁書の内容に関するものです。答弁書で、被告国は、本件で海保のGBは、原告の身体に当たってなどいない、と主張しました。また、海上保安官が辺野古の海で行っている抗議活動の取り締りなどは公権力の行使であり、海上保安庁には本件事件のあった海域で「犯罪行為を鎮圧、終息」させるために船舶を停止させるなどの権限を有しているということを前提に、本件において海保の行った行為は、なんら違法な公権力の行使にはあたらないと主張しています。大きく言うとこの2点について、原告は今回の書面で反論し、また釈明を求めました。

まず、本件事件そのものについてですが、一人乗りカヌーに無防備に乗っていた原告のほぼ正面から、海保のゴムボートであるGBが止まらずに進んできて、原告の身体の首のあたりから下方にかけて衝突したのが事実です。海保のGBは、ゴムボートと言っても、硬い素材で覆われています。そうしたGBが、停まることなく、無防備な生身の人間の身体に衝突することは、海保が辺野古の海で現在警察活動を行えるかどうかの問題をとりあえず置くとしても、「必要な措置として停船を求める行為」をはるかに超えた、異常な行為であると言わざるを得ません。本件で、GB28は、事前に止まることなく、原告の乗ったカヌーと原告自身に衝突しています。原告の準備書面ではこのことをあらためて主張しています。また、GB28だけでなくGB27も、GB28が衝突した直後に原告に接触していると原告側は主張していますが、被告はこれに対して、GB27は原告から1、2メートルも離れたところを航走していたのだから当たるはずがないと反論しています。しかし、被告がそのように主張するのであれば、被告は、本件事件が撮影されたビデオや写真をこの法廷に証拠として提出して、それだけ原告と離れていたことを積極的に証明すべきです。

原告は、GBに衝突されたため、体調に異常を来し、救急車で運ばれました。救急車に乗る際は、抗議活動仲間に支えながら、言うように、やっとのことで乗り込みました。しかし、この点

についても、被告は、本件衝突後、原告の体調になんら変わりはないと主張しており、原告としてはこの被告の主張を明確に否定しています。

次に、原告が今回の書面で行ったのは、被告の主張についての釈明です。被告は、本件において、海保の行ったことは、国家権力の行使として問題なかったと主張しています。原告としては、この点について、本当にそのように言えるのかどうかについても、この訴訟できちんと審理されるために、被告に、以下のとおりの詳しい説明を求めました。

被告は、本件において原告のカヌーを止めようとしたことについて、海上保安官は「犯罪行為を鎮圧し終息させるため、船舶を停止させるなどの措置をとる権限があり」、必要な措置として停船措置を講じたと主張していますが、ここにいう「犯罪行為を鎮圧する」との趣旨を明確にして頂きたい。

①「原告らの犯罪行為」とは、刑特法2条にいう「正当な理由なく、合衆国軍隊が使用する施設又は区域であって入ることを禁じた場所に入り、または要求を受けてその場所から退去しない」という趣旨なのか。

② 本件衝突当時原告が行っていたのは、辺野古新基地建設に一貫して反対の県民の民意が示されてきたことを背景に、そうした反対の意思表示行動として行われていた活動であるところ、原告の行為をいかなる意味で、「正当な理由なく、禁じられた場所に入ったもしくは退去しない」と主張するのか。こうした内容について明らかにされることを求めます。

また、本件事件のあった「臨時制限区域」で、海上保安庁は常時活動を継続していますが、本件「臨時制限区域」は、「常時立入禁止区域」とされています。これは日米地位協定2条に基づき常時立入が禁止された区域であるという趣旨なのか。日米地位協定や日米地域協定合意議事録では、アメリカ合衆国に提供された区域においては、合衆国が運営、維持、利用、占有、警備、管理等するとされているが、なぜ、日本国の行政機関である海上保安庁が、このように合衆国が排他的に利用、占有、警備、管理することのできる提供区域内において、常時滞在し、「犯罪行為を鎮圧」するという活動が可能なのか。その具体的根拠を明らかにして頂きたいです。

そして、なぜ、どのような法的根拠にもとづいて、海上保安庁は、合衆国に提供されたとする地域において、身体拘束を含めた日本国民に対する人権制限に該当する行為を伴う公権力を行使しうるのか。そのことも明らかにして頂きたい。

千葉さんの訴訟は、いよいよこれからです。今後ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。



コロナ対策のため少数で参加された弁護団
左から 松崎暁史さん・三宅俊司さん・林千賀さん
マスクで、笑顔が見られないのが少し残念でした。

<報告会・抗議行動>

① 2021年12月12日「千葉和夫さん講演会」(福岡市)の報告

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会 工藤逸男

FacebookのOkinawa Peace Appealのサイトで、千葉和夫さんが海上保安庁の高速ボートに衝突され重傷を負い、それに対する国家賠償を求めて那覇地裁への提訴が行われた事を知ったのは、8月のことだった。私は、「千葉さんの裁判を支援する会」事務局に「チラシを送ってほしい」旨のメールを送り、裁判支援の活動を開始した。チラシは、私も参加している「辺野古アクション・福岡」の仲間に配る事から始め、福岡市の各団体、さらに糸島市、唐津市、玄海町、佐賀市などへと広げていった。「辺野古アクション・福岡」の10月のある街頭行動の日、仲間の一人が、千葉さんを福岡におよびしてお話を聴けないだろうかと提起した。その提起を受けて、「戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会」と「辺野古アクション・福岡」の共催という形で講演会企画を進める事になった。その後、千葉さんとの数度の電話打ち合わせとメールのやりとりののちに、講演会を開催するに至った。その過程で、千葉さんと同じ辺野古ぶるの一員であり、「千葉さんの裁判を支援する会」の共同代表でもある鈴木公子さんにもおいでいただけた事になった。当日講演会の報告や講演は、次のようなものだった。

1. 工藤の報告 ・新基地建設の概要と問題
2. 鈴木さん講演・沖縄県の新基地変更不承認・N2護岸完成
→赤土の陸揚げ開始12月1日より・サンゴの移植状況
3. 千葉さん講演・4月15日の事故、私の怪我の状況、ビデオ中心・第一回裁判の内容、
陳述書など・国側の答弁書に対する反論

講演会には、千葉さんや鈴木さんに縁をもつ方をはじめとして、68人の方々に参加いただいた。私に寄せられたみなさんの感想の一部を紹介する。裁判闘争は始まったばかりだ。長期化することも考えられる。原告である千葉さんのご苦労やストレスは、想像するに余りあるものがあるだろう。千葉さんには、まずはご自身の健康に留意していただきながら、ヘリ基地建設反対協議会や辺野古ぶる一の仲間の皆さんと共に、裁判闘争と海上行動に向き合っていただくことを願うばかりである。私もまた、ここ福岡の地で、そして時には沖縄現地で、辺野古新基地建設を止めるための行動をこれからも行っていきたいと思います。共に頑張りましょう！



② 2021年12月13日 湯布院公民館(ラックホール)

鯨津千香子

「知らなかった辺野古の現実」千葉和夫さん・鈴木公子さんの講演会が開催された。前日の福岡の講演会は盛会だったそうだが、ここ湯布院(人口約1万人)では寒い時期でもあり恐らく10人ほどしか集まらないのでは、という主催者の心配をよそに31人もの人が、遠くは北九州

そして大分市内から集まった。千葉さんと同行されたのは、同じくカヌーチームの鈴木公子さん。たくましく日焼けした痩身のお二人からは強靱な意思とエネルギーが感じられ、冬にもかかわらず会場には爽やかな南の風が吹き抜けた。

スライドを使って辺野古の海が埋め立てられていく様子が説明される。そして2021年4月15日千葉さんが海上保安庁のボートに衝突された時の動画に場内はざわつく。それ以前にも2回、千葉さんは衝突によるけがで動けなくなるなど重傷を負っている。ただ映像が証拠として残っていないため、その事実は無かったことにされたという。3回目の衝突では千葉さんはとんでもない重傷を負った。カヌーチームのメンバーは「千葉さんでなければ死んでいた」と言うほどの事故だ。

また、世界中の海をダイビングした経歴のある鈴木さんは「移植された」という埋立地周辺の珊瑚の状態を根気強く観察し「根付かない」まま死んでいく珊瑚たちに心を痛める。彼女の撮った映像と動画で破壊されていく辺野古の自然を見ると、胸がつぶれる思いだ。

生の声を聞き映像を見て原告本人と聴衆が同じ空間にいるということは大きい。文章を読んだりインターネットで知ることとは共感の度合いがこんなに違うものなのかと、参加者は感じたと思う。そして報道されない事実への憤り、辺野古で今起きていることが将来日本のどこで起きてもおかしくないと思われた。闘うことは暴力ではない。非暴力で諦めずに行動することだと千葉さん達の講演会に参加して思った。明日すぐ辺野古に駆けつけられなくても、まずは事実を知ること拡散することも平和への道なのだと思う。

③カヌーチーム 千葉和夫さん負傷に伴う、北海道での連帯抗議行動

沖縄北海道共闘委員会会員 渡辺芳子

2021年11月27日早朝、沖縄北海道共闘委員会代表の木田博典氏から電話があり、「沖縄辺野古新基地建設反対のため、千葉和夫さんがカヌーの操船行動中、海上保安官が操縦する高速ゴムボートに激突され負傷したので、直ちに行動を起こすが参加するか？」とのこと。5・15沖縄抗議デモ行進の際、海上で目撃したカヌーの爽やかさ（行進中、海からの声援、高々と掲げたポールでの応援）が忘れられず、即座に了承した。木田氏の車で小樽港湾にある海上保安庁へ向かった。

小樽海上保安庁第一管区保安本部に入ると、間もなく両角孝志総務課長が現れた。事務局長瀬尾英幸氏が趣旨説明を行い、抗議文を手渡し、路上での抗議行動の許可を取り付けた。保安庁玄関前の路上に陣取り、6名が横一列に並んで立ち、スピーカーのボリュームを上げて抗議を行った。

鳴海一芳氏は沖縄の人々に対する余りにも理不尽な人権侵害、憲法9条を無視した政府の行動の数々を切々と訴え、瀬尾氏は千葉和夫氏がどのような状況で負傷した旨を力の限り訴えた。続く木田氏、堀井氏、渡辺が抗議のリレーを行った。

沖縄は大戦時、本土防衛の盾の役割をさせられ多数の死者を出したにもかかわらず、戦後は米軍基地化による人権と土地と文化をも奪われ、沖縄住民の切々たる願いをもことごとく無視され続けてきた。今日に至る沖縄の人々に対する惨（むご）く残虐な仕打ちについて、後々の人々に語り継がれ、国際的にも問題視される事であろう。我々はいつの日か、この沖縄の人々の涙がぬぐわれる時を夢見て行動を続けていこうと思う。

「珊瑚の悲鳴が聞こえますか？」 福岡

千葉さん証言。78歳の千葉和夫さんは東京ではたんぼぼ舎に属して、福島原発事故前から脱原発運動にわって来た人だという。だとしたら私は、もしかしたら経産省前のテントでこれまで彼の姿を目にしたことがあるのかもしれない。いろんな場で、黙々と活動している人たちが、日本にはまだまだこんなにもいるんだと、胸が熱くなる。小さなカヌーをあやつりながら抗議活動をする千葉さんに、海上保安庁の硬式ゴムボート2隻が衝突してきて、彼は負傷した。その損害賠償を求める訴訟が、那覇地裁で始まっている。海上保安官は本来、海で遭難した人を救出する職業に従事している人たちである。そんな人たちが、カヌーチームに今、襲い掛かっている。美しい海と自然を守りたいと願って活動するカヌーチームに、上からの命令に従って黙々と任務を遂行する海上保安官は、どんな思いなのだろう。

鈴木公子さんが見せてくれた珊瑚の移植作業の動画は衝撃だった。移植に不適切な高温、台風などの季節に行わないという取り決めだったのを完全に無視して、2021年7月、29.3℃の水温、直後に台風が来た状況下で、それは始まったという。

エアータンクをつけて海に潜ったダイバーが、埋め立て予定地の珊瑚の群生の中から、めぼしい珊瑚の苗を掌大の大きさに手当たり次第削り取り、スーパーのショッピングカゴに入れて、そこから少し離れた湾の珊瑚礁に運び込む。他の藻などが繁殖しているその岩場で、まずは余計な植物を切り取り、岩をガリガリ、ゴツゴツと削って平らにしてから、そこに海中用のセメントをベトリ塗って、運び込んだ珊瑚の苗をくっつける。最後に、ここに一個移植しましたという印の赤いリボンみたいなものを取り付けて、ハイ、一丁上がり。毒性が高く素手で扱わないようにという注意書きがある特殊なセメントからは、有害物質がかなり長期に排出され続けるというが、その間を縫って美しい熱帯魚がヒラヒラと泳ぎ回っている。この一工程の作業は一回につき計何十分の時間を要するのか、毎日、延べどれだけのダイバーが雇われて従事しているのか。移植対象は16科57種の珊瑚が4万群体、気の遠くなるような数字だ。作業中のダイバーをつぶさに撮影した動画をぜひ日本中に、いや、世界中に広めて欲しい。2022年3月8日の国際女性デーに鈴木公子さんを講師として呼ぶことが決まった。これで珊瑚の悲鳴の映像を、もっとたくさんの人たちに見てもらえることができる。

<支援する会宛てのメール>

貧者の一灯にわざわざの書状をいただき恐縮です。本日は国会にて辺野古基地建設に関する質問が立憲民主党議員によりなされましたが、担当大臣・官僚共にでたらめと忖度の答弁だけで聞くに堪えません。独立国家の矜持もなく日本国民の人権軽視は目を覆うばかりです。

うるま市のPFOSから野次での言論封殺まで、中国の人権云々を日本が言える立場ではありません。そのような中で千葉さんたち皆さんが、一生懸命民意を示す行動に努めていらっしゃることに衷心より敬意を表すものです。2年前初めて沖縄に妻と訪れました。本島が意外に小さなことに驚いたものです。私一人でレンタカーでキャンプシュワブ入り口や隣接漁港に行きましたが行動中の方はおられませんでしたので、何もすることなくホテルに戻りました。

余計なことですが、質量ともに圧倒する海保の船がカヌーにぶつけることの結果重大なることは明らかです。まして船の専門家たる海保職員なら尚更で刑事上の責任も問われて当然と考えます。皆様方の行動に心からの賛意と激励の意を表します。

宮城県仙台市 小田島弘

<第 33 回多田謡子反権力人権賞 授賞式でのスピーチ>

辺野古ぶるー カヌーチーム 山口陽子

多田謡子反権力人権賞は、29 歳で早逝した弁護士多田謡子さんを記念して、多田さんの遺産をもとに 1989 年に創設された。毎年、自由と人権を擁護するために活動しているとされる個人または団体に贈られる。同賞では、多田さんが亡くなった 12 月に、授賞式・記念講演会を開催している。2021 年 12 月、第 33 回の受賞者に、ヘリ基地反対協海上チームが選ばれ、船長牧志治さんとカヌーチームの山口陽子さんが授賞式に参加し、山口さんが以下のスピーチを行なった。

この度は、歴史ある賞をいただきチーム一同感激しています。とりわけ第 1 回受賞者の知花昌一さんを始め、沖縄で不条理に抗うこれまでの受賞者に続けたことに誇りを感じています。しかし一方、沖縄関連受賞者の全員が、今もって非暴力不服従の闘いを強いられていることは過酷な事実です。今回のこの賞は、琉球弧の日米軍事要塞化に抵抗する全ての者へ与えられた顕彰と捉えています。それは、辺野古キャンプシュワブゲート前にとどまらず、埋め立て土砂の積出港の安和、塩川での座り込みも余儀なくされ、南部の激戦地に未だ遺る遺骨が混じる土砂を、あろうことか米軍基地建設に使うという暴挙に対する命をかけたハンガーストライキ。さらに北部訓練場、嘉手納基地ゲート前などで米軍基地撤去を叫ぶスタンディングが長年続く中、奄美、宮古、石垣、与那国では自衛隊の軍備拡張が強行され、私たちは広範囲に散らざる得ない状況にあり、辺野古一か所に結集できないからです。私がかつて、そして今でも突きつけられている平良修牧師の言葉、99 パーセントの国民の無関心と無自覚の差別により人口比 1 パーセントの沖縄の負担は、より一層増していると言わざるを得ません。抗わなければならない地は枚挙にいとまがありません。ですから、空間を超えて互いに連帯し、辺野古新基地建設を政府に断念させることは、一歩も引くことのできない最前線なのです。さらに、受賞理由にあった通り、私たちの行動は多くの支えで成り立っています。海上行動チームは 政府の暴力装置である海上保安庁と直接対峙するカヌーチームとそれをサポートする船団により構成されています。船やカヌーをはじめ冬の装備や燃料まで全国の支援カンパで賄われています。

また、疲れ切って陸に上がった私たちを励ますのは、心のこもった手作り弁当です。時にへこんだり、無力感から萎えそうになった私たちを鼓舞するのは、ゲート前で座り込む方々の真摯な姿です。ごぼう抜きに耐え、抜かれてもまた座り込むその姿、たった 1 人で安和でのスタンディングを敢行する姿に、涙ではなくカヌーを前に漕ぐことで応えていきたいといつも思うのです。私たちの支え手に忘れてはならないのは、多田謡子さんのような人権派弁護士の存在です。沖縄では、多くの裁判を闘っています。県の裁判は不当な権力の乱用により厳しいものですが、辺野古弁護団が指揮する「埋め立て承認処分の撤回を取り消した国交大臣の裁決の取り消しを求める住民訴訟」は、希望をもてる裁判で、現在継続中です。

また私たち海上行動チームも 2016 年 4 月に起きた米軍と海上保安庁のカヌーメンバー不当逮捕を争った裁判の勝訴に続いて、2021 年 4 月に起きた海上保安庁のカヌーメンバーに対する傷害事件を裁判で争っています。この裁判は、ヘリ基地反対協がコロナ禍による財政難に直面する中提訴したもので、全国からの多くのカンパにより可能となったものです。この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。また、辺野古弁護団との付き合いは裁判闘争にとどまるものではなく、毎日の朝ミーティングでは、不当逮捕時の連絡先を暗唱するなど、切ってはきれないものです。ただし、何より私たちを不当逮捕させないのは世論、全国のみなさんの権力に対する厳しい監視があるからだということを忘れないように、というのも辺野古弁護団からの助言

です。権力はやろうと思えばいつでも刃のえじきにし、私たちを弱体化しようと狙っているのです。これからも私たちの闘いを見守ってくださるようお願いいたします。ヘリ基地反対協海上行動チームは、2004年に始まった第1次海の闘いの戦術と理念を引継いだ、多様な個人の集まりです。この集まりを私は民主主義の学校だと思っています。どのような行動をするか集まったメンバー全員で喧々囂々と話し合います。沖縄の闘いは、鈍角な闘いなのだという瀬長亀次郎さんの思想に従うも、どこまでが鈍角でどこからが鋭角なのか議論は付きません。時にあまりの面倒くささに会議を休んでしまう私ですが、民主主義はともかく忍耐と寛容だと学び続ける日々です。メンバーの9割が県外出身ですが、基地を押し付けているのは、ないちゃーつまり県外の人間ですから当然です。平日は仕事をし土曜日に参加する者、定年後、家族を県外に残し、単身アパートを借り、ほぼ毎日行動に参加する者、県外から定期的に滞在して参加する者など実に様々です。

かくいう私は2004年に初めて辺野古のテント村を訪れました。ちょうど滞在時に沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落したのです。現地からの生々しい電話レポートに愕然とし、これが同じ日本で起きている現実なのだと思いきい思いました。それ以降、有給休暇を全て辺野古での座り込みに使い県外から通う中で、地元の高齢者の方々を初め、多くの方との語り合いによって辺野古が、闘いの場にとどまらず、かけがえのない温かな成長の場となっていきました。そして初めて辺野古を訪れてから11年後の2015年早期退職し、沖縄県民となり、週4日働き残り3日カヌーを漕いでいます。

最後になりましたが、第1次海の闘いは粘り強い海の座り込みにより、台風が単管やぐらを破壊し勝利しました。当時、中立を保っていた海上保安庁は今や前面に出て、私たちに立ちふさがります。権力が解釈を逸脱して定めた臨時制限区域を越え、カタツムリの速度で進み抗議を続けるカヌーチームを、エンジンを2台積載した海保の超高速艇GBが追い回す。しかも、カヌー1人に、4人もの海上保安官が乗ったGB1艇です。権力側の圧倒的な暴力がまかり通るのが、今の沖縄の非暴力不服従の現場です。多くの先輩や仲間が、沖縄への圧政の終焉を夢見ながらもニライカナイに旅立った中、ここに在りたいと願いながら叶わない仲間たちの代わりに、これからもここに在り続けます。第2次海の闘いは自然だのみではなく人々の叡智で勝利したいと願っています。今日はありがとうございました。(2021年12月18日)

<事務局からのお知らせ>

西浦昭英

会報を送った封筒には、「A4の振込用紙付きのチラシ」と「振込用紙」が入っています。「A4の振込用紙付きのチラシ」は、まだこの裁判を知らない周りの方に渡していただきたく、同封いたしました。支援する会は、年会費をいただく制度ではなく、随時カンパをお願いしています。会報の送付作業の都合上、全ての封筒に「振込用紙」が入りますので、ご承知おき下さい。次回の口頭弁論は、3月3日(木)2時30分です。傍聴の抽選の有無と時間については、那覇地裁のHPで公開されます。

<編集後記>

会報二号の発行となりました。この裁判をきっかけに、全国から裁判の様子や工事の状況を知りたいと、講演依頼があり千葉さんと参加しました。今回の会報はその講演会を開催して下さった方達の感想をまとめました。さらに、3月には福岡の国際女性デーで、福島では3.11に呼応した講演会がそれぞれ企画されています。海上で強行されている工事の状況を全国に広げていくよい機会を得た裁判は、まだ始まったばかりです。これからも息の長いご支援をお願い致します。支援する会へ年賀状をお送りくださった皆様、ご丁寧にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。責任者 鈴木公子：chibasannosaiban@yahoo.co.jp